

3 地域別まちづくり構想

地域別まちづくりの位置づけ

地域別まちづくり構想は、主に身近なまちづくりの方向性を明らかにするとともに、地域住民が主体となって進めるまちづくり活動の指針となる役割を果たします。地域と行政が協働で進めるまちづくりに取り組むに当たって、地域別まちづくり構想を活用していきます。

地域別まちづくりの方針

(1) 北地域

古来より三方五湖と生活をともにしてきた文化を大切にしつつ、レインボーラインの玄関口として、優れた景観資源や生活文化を観光資源として積極的に活用した、活力ある地域づくりを進めます。また、高齢化の進展も著しいため、誰もが心地よく住むことができるユニバーサルデザインの生活環境整備を進めます。



(2) 南地域

国道27号や若狭梅街道、J R小浜線に沿って主要な施設が集積する特性を活かし、これらの連携を密にした、人々が集い、憩い、楽しみやすい地域づくりを進めます。また、久々子、松原地区は、海水浴だけでなく、体験型の交流拠点として、人々がふれあう、コミュニティ豊かな地域づくりを進めます。



(3) 耳地域

耳川が育んできた田園地域とその背景となる豊かな森林環境を保全しつつ、国道27号沿いに形成された市街地を中心に、利便性の高い地域づくりを進めます。また、国吉城址や佐柿の町並み、興道寺廃寺など、地域を育んできた特有の歴史資源を活かした地域づくりを進めます。

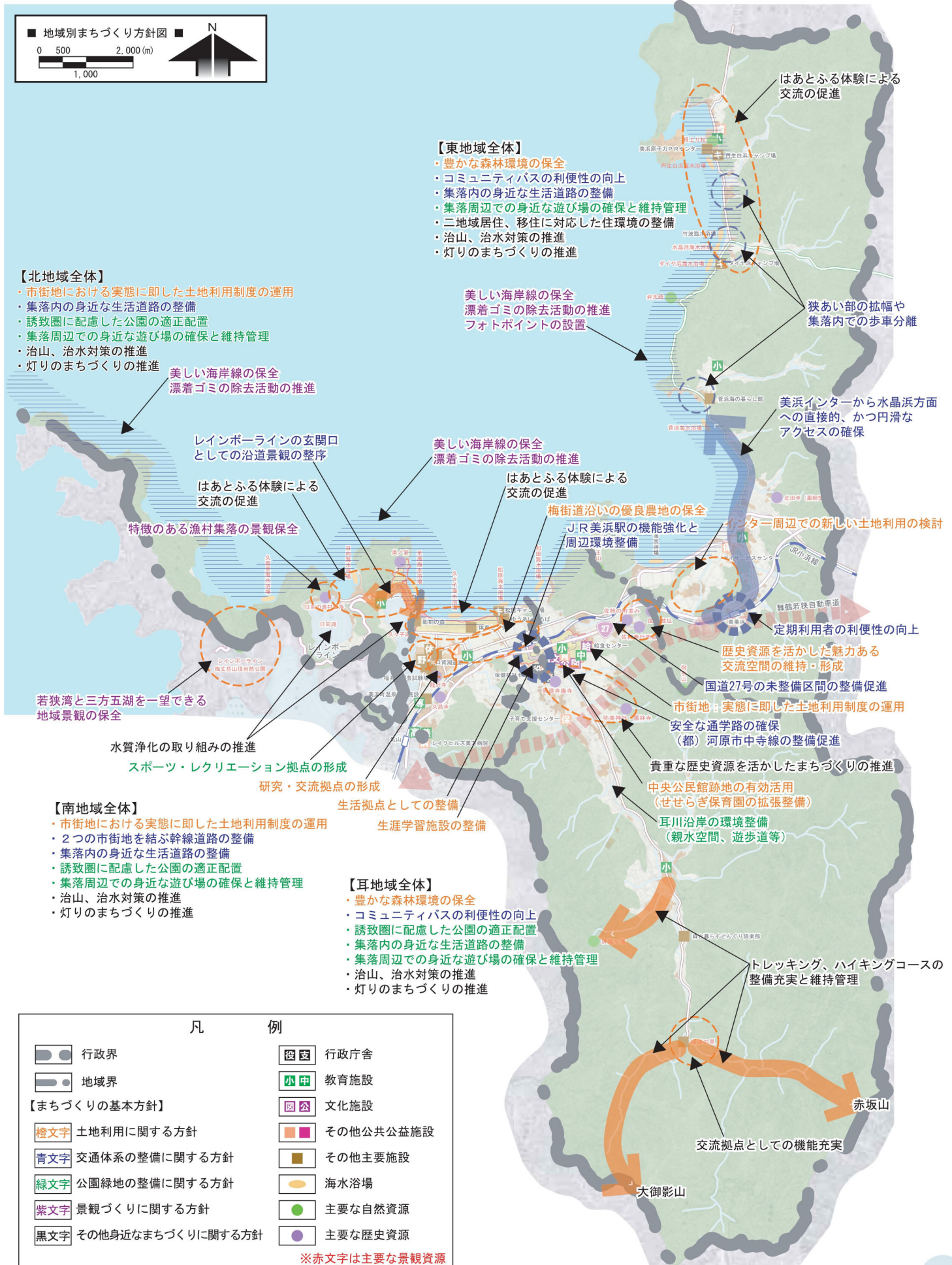


(4) 東地域

美しい海岸線が連続するだけでなく、そこからの若狭湾の眺めも素晴らしい地域であり、これらを、「美浜」を代表する「美」として守り育てる地域づくりを進めます。また、海水浴だけでなく、体験型の交流拠点として、人々がふれあう、コミュニティ豊かな地域づくりを進めます。



【地域別まちづくり方針図（全体）】



4 実現化に向けて

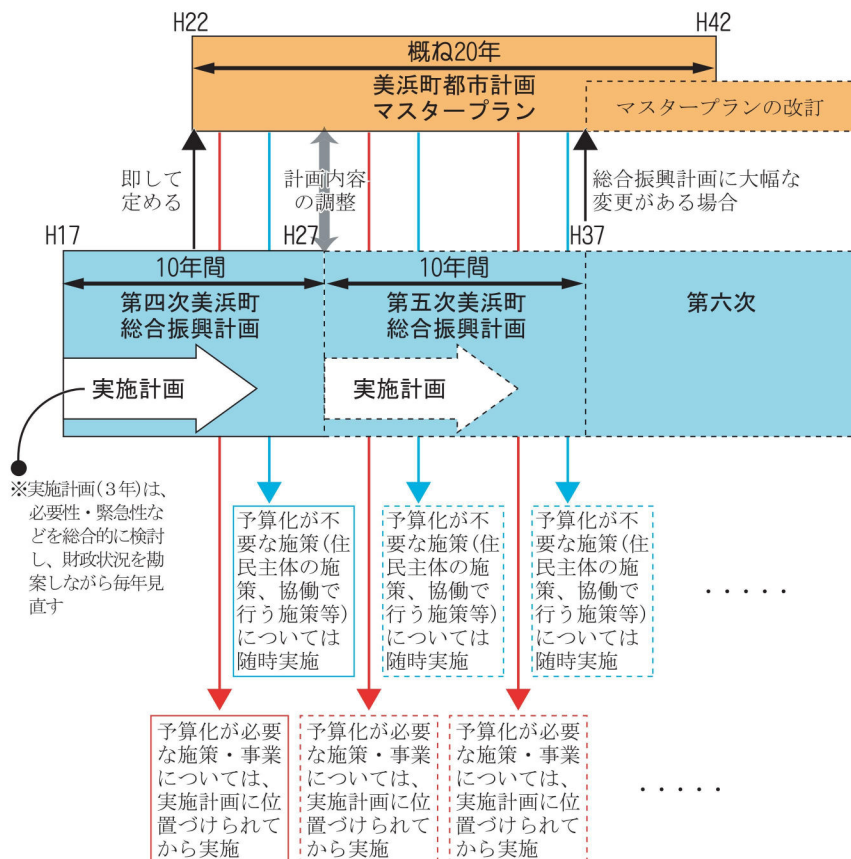
関連部門が連携したまちづくり

都市計画マスタープランが見据える将来の姿は、概ね20年後という長期的なものであり、真に暮らしやすい生活環境の実現のためには、都市計画関連施策だけでなく、安全安心やバリアフリー、さらには教育や福祉といったソフト施策も関連してきます。

このため、将来都市像の実現に関連する個別法への対応も含め、関連部局との連携のもと、庁内全体で横断的な取り組みを進めます。また、町政に関する様々な施策は、総合振興計画を基本として予算化、重点化が図られていますので、総合振興計画と連携した取り組みを進めます。

※総合振興計画は、美浜町の最も上位となる計画で、総合的かつ計画的な行政運営の指針となる計画です。現在は、第四次の計画期間にあります。詳細は、町のホームページや役場庁舎、各公民館でご確認いただけます。

【総合振興計画と連携した推進イメージ】



協働で進めるまちづくり

まちづくりとは、行政が主体となって行う道路や公園などの整備だけではありません。住民が主体となって、あるいは住民と行政の協働によって行われる身近な取り組みもまちづくりの一つです。住民一人ひとりの力では難しいこともたくさんありますが、地域や地区の住民と一緒に取り組むことにより、地域で支え合いながら自分たちの住むまちをもっと良くしようという流れが生まれてきます。

本町では、「美浜町協働のまちづくり推進基本方針」に基づき、今日までパートナーシップのまちづくりが進められてきました。今後も、まちづくりに関わる様々な分野において協働のまちづくりが推進されるよう、「意識を高める段階」、「実践の段階」、「発展の段階」のそれぞれのステップにおいて、各主体による継続的な取り組みを進めていきます。

【協働まちづくりの段階的取り組み】

主体	行政	住民・企業（地域）
ステップ		
意識を高める段階 まちづくりへの理解を深め、想いを共有する段階	美浜町協働のまちづくり推進基本方針、都市計画マスタープランの周知・PR 既存の促進支援制度の拡充 新たな促進支援制度の創設 各種住民参画機会の拡充	身近な生活環境、身近な地区の自然環境やまちづくり資源などに対する意識を高める 身近なまちづくりについて話し合ったり、楽しくできることから実践してみる 各種住民参画機会への積極的な参画
実践の段階 住民が様々な分野でまちづくり活動を実践する段階	住民主体のまちづくりを全体に広げる仕組みの創設 まちづくりの進展にあわせて促進支援制度を拡充	住民主体のまちづくりを進める地域ごとの組織づくり 地域ごとの主体的・計画的な地域づくりの実践
発展の段階 地域の自治に向けてまちづくりをさらに発展させていく段階	住民参加と協働を推進する第三者機関の設置 住民主体のまちづくりの本格化（地域自治に向けた施策展開）	行政と対等なまちづくりの担い手として自治力を向上 地域自治の実現に向けてビジネス的事業も含めた総合的まちづくりへの挑戦

問い合わせ先 美浜町土木建築課

〒919-1192 福井県三方郡美浜町郷市25-25

TEL 0770-32-6707 FAX 0770-32-6050

Eメール doboku-kenchiku@town.fukui-mihama.lg.jp